

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号								
許認可等の種類	再開発等促進区等区域内の容積率制限、建蔽率制限、高さ制限の適用除外に係る認定	根拠条項	法第68条の3第1項、2項、3項								
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地区計画制度の運用等について」（平成5年6月25日都計発96号、住街発89号） ・「誘導容積型地区計画制度に係る法第86条の3第1項の運用について」（平成5年9月8日住街発112号） 										
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	30	日	目次NO	53
							標準経由期間		日		